

壮警町告示第59号

令和3年壮警町議会第4回臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年12月16日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和3年12月21日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 令和3年度壮警町一般会計補正予算(第10号)について

○応招議員（9名）

1番 菊地敏法君

3番 佐藤忞君

5番 山本勲君

7番 毛利爾君

9番 長内伸一君

2番 松本勉君

4番 加藤正志君

6番 真鍋盛男君

8番 森太郎君

○不応招議員（0名）

令和3年壮瞥町議会第4回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年12月21日（火曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第60号ないし議案第61号について

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	小野寺寿勝君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和3年壮瞥町議会第4回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 佐藤 恣君 4番 加藤正志君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第60号ないし議案第61号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第60号ないし議案第61号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（黒崎嘉方君） 令和3年第4回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第60号及び議案第61号の合計2件であります。その内容についてご説明いたします。
1ページになります。議案第60号 専決処分の承認を求めることについて。
地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。
2ページになります。専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 9 号）について。

令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 40 億 3,075 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 98 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 3,173 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 3 年 12 月 10 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。6 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 98 万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費になりますが、役場庁舎用の空調機のうち、室外機 1 台が故障し、暖房が正常に作動しなくなったことから、緊急的に修繕を行ったものであります。

歳入では地方交付税、地方交付税、地方交付税で 98 万円の追加となります。

3 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

7 ページになります。議案第 61 号 令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 10 号）について。

令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 40 億 3,173 万 4,000 円に歳入歳出それぞれ 1,611 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 4,784 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。11 ページになります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症経済対策費で 1,611 万円の追加となります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業になりますが、本件につきましては新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、さきの第 4 回定例会において対象世帯の子供 1 人あたりに 5 万円を給付する予算措置について議決をいただいたところではありますが、このたび国から、地方自治体の実情に応じて年内の現金 5 万円の給付と 5 万円相当のクーポンを追加給付、現金 5 万円を年内と追加分の 2 回に分けて給付する組合せのほか、現金 10 万円を年内に一括で給付する選択肢も自治体の判断で可能であるとの考え方が示されたことから、本町においては子育てをしている保護者一皆さんが早期により効果的に子育てに係る商品の購入やサービスの利用に活用できるよう、年内に 10 万円を現金で一括給付することとし、必要な経費を計上するものであります。また、その内訳になりますが、10 万円を現金で一括給付するために必要な総合行政システムの改修に係る西いぶり広域連合負担金（電算）で 11 万円、対象世帯の

子供 320 人分の臨時特別給付金で 1,600 万円を計上するものであります。

歳入では国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で 1,611 万円の追加となります。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で 1,600 万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金で 11 万円であります。

8 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 60 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 61 号 令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） ただいまの提案理由説明、理解できますし、ほかの町村もこのような形で取り組んでいること、そして壮警も取り組むということをお尋ねしたいと思います。

そこで、先ほど 10 万円を一括という言葉ありましたけれども、多分振込になるのでないかと思えますけれども、振込予定日はいつかということをお尋ねしたいと思います。というのは、ただ振り込みますというと、新聞記事などで壮警は一括振込ですよとなります。けれども、日にちを言っていただくと壮警町は何月何日に振込と大きく見出しがつくのではないかと思うのです。そういう意味でも日にちを明示していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今回の給付金の振込予定日なのですが、壮警町は12月28日の火曜日を予定しております。準備を進めております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 中身については了解したのですが、確認も含めてなのですが、既に18歳以下の子供のいる家庭には5万円分の通知は、それは2日、3日前に届いたという話をちょうど昨日耳にしたところで、その上で、一括というのはどうなのでしょうという不安というか、どうなるか分からない状況だけでも、世の中の流れが一括かなというのは、そして新聞記事でも壮警町も一括にするというのが、僕は見なかったのですが、同僚議員が見ていたということで、その話をちょうどディスカッションしたところだったのです。恐らくそういうことで後ほどまた通知が行くでしょうという話をたまたま懇談の場でしていたところなのですが、改めて初めてそれを確認した昨日、複数の子供がいる家庭の方がそういうふうにご話しておりましたので、今支給日も特定されたようでございますけれども、改めて多分通知されるのでしょうかけれども、どういう形で通知していくのか。5万円は先に行っていますよね、改めてまた5万円分がなりましたという話の説明をして、一括で支給することにしますというようなことになるのですか。その辺誤解なきように伝わるように、どんなことでいくのかなという確認だったのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

通知につきましては二、三日前に発送しております、それは、実は今回の給付って申請ではなくて、受け取らないという拒否がなければ振り込むという方式の給付になっております。その確認のために、受け取りますか、受け取れませんかという確認で出した通知でありまして、実は5万円とか10万円とかというふうには金額は書いていなくて、給付金を受け取りますか、受け取れませんかという案内だったのです。それで、もし受け取れませんという連絡が来れば出さないのですが、そうでない限りは10万円を給付するということになっております。それで、お知らせの方法としましては、もう一回再度通知するという事は考えていませんで、今回この議会で決まりましたら、すぐにホームページとかでお知らせしようというふう考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 10 号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 3 年壮瞥町議会第 4 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 13 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員